

## 令和6年7月25日からの大雨に係る被害状況等について（第1報）

庄内町災害対策本部

令和6年8月9日17:00時点

### 1 概況

(1) 降水量（7/24 0:00から7/26 12:00まで 60時間）

- 総降雨量
  - ・狩川 281.5mm(7月では過去最多)
- 24時間降水量の期間最大値
  - ・狩川 265.5mm(7月では過去最多)
- 1時間降水量の期間最大値
  - ・狩川 61.0mm

(2) 警報・注意報発表状況

日付	時間	内 容
7/25	8:41	洪水注意報 発表
7/25	9:23	大雨警報（浸水害） 発表
7/25	9:53	洪水注意報から洪水警報へ切替
7/25	14:03	大雨警報（土砂災害） 発表
7/25	23:40	大雨警報（浸水・土砂）から大雨特別警報（浸水）へ切替
7/26	5:50	大雨特別警報（浸水）が大雨警報（土砂災害）へ切替
7/26	21:32	大雨（土砂災害）・洪水警報が大雨・洪水注意報へ切替
7/27	1:22	洪水注意報 解除
7/27	20:16	大雨注意報 解除

(3) 山形県土砂災害警戒情報発表状況（山形県と山形地方気象台の共同発表）

- ・第4号（発表日時：7/25 14:35）で庄内町が追加（解除日時：7/26 15:25）

(4) 線状降水帯の発生情報

- ・7月25日 13:07に、庄内地方から最上地方にかけて、線状降水帯による非常に激しい雨が同じ場所で降り続けていると気象情報あり。

(5) 河川状況

#### ① 最上川

	最上川下流（白ヶ沢）				
	既定値	超過時刻	水 位	低下時刻	水 位
水防団待機水位	13.00m	7/25 14:50	13.15m	7/27 3:10	12.97m
氾濫注意水位	14.00m	7/25 15:50	14.07m	7/26 22:50	13.99m
避難判断水位	16.20m	7/25 23:10	16.20m	7/26 14:20	16.19m
氾濫危険水位	16.50m	7/26 0:10	16.53m	7/26 13:20	16.47m
時点最高水位		7/26 6:40	17.99m		

② 京田川

	京田川（三和）				
	既定値	超過時刻	水 位	低下時刻	水 位
水防団待機水位	2.80m	7/25 10:00	2.88m	7/26 23:50	2.78m
氾濫注意水位	2.90m	7/25 10:05	2.97m	7/26 23:20	2.89m
避難判断水位	3.00m	7/25 10:10	3.05m	7/26 22:50	2.99m
氾濫危険水位	3.30m	7/25 10:30	3.31m	7/26 21:25	3.29m
時点最高水位		7/26 3:25	5.20m		

	京田川（三川落合）				
	既定値	超過時刻	水 位	低下時刻	水 位
水防団待機水位	3.60m	7/25 11:20	3.61m	7/27 8:20	3.59m
氾濫注意水位	4.20m	7/25 12:45	4.21m	7/27 3:10	4.19m
避難判断水位	4.30m	7/25 13:05	4.32m	7/27 2:15	4.29m
氾濫危険水位	4.60m	7/25 14:10	4.61m	7/26 23:05	4.59m
時点最高水位		7/26 3:05	5.90m		

※山形県河川砂防情報システムより（令和 6 年 7 月 25 日からの状況）

2 避難指示等発令状況

日付	時間	内 容
7/25	10:55	千本杉集落の高齢者に対し、立川複合拠点施設への避難をお願い
7/25	14:40	落合集落の高齢者に対し、余目第一まちづくりセンターへの避難をお願い
7/25	15:20	千本杉集落住民に対し、立川複合拠点施設への避難指示
7/25	16:00	片倉集落住民に対し、清川まちづくりセンターへの避難指示
7/25	18:00	興屋集落住民に対し、清川まちづくりセンターへの避難指示
7/25	22:25	落合集落住民に対し、余目第一まちづくりセンターへ避難指示
7/26	18:00	千本杉集落住民への避難指示を解除
7/26	22:10	片倉集落、興屋集落住民への避難指示を解除
7/27	9:30	落合集落住民への避難指示を解除

3 指定避難所への避難状況等

(1) 指定避難所の開設状況

指定避難所	開設時間	最大避難者数	閉鎖時間
余目第一まちづくりセンター	7/25 14:45	34人 (7/26 3:00)	7/27 9:30
立川複合拠点施設	7/25 10:55	31人 (7/25 22:00)	7/26 18:00

清川まちづくりセンター	7/25 16:00	27人 (7/25 23:00)	7/26 22:10
清川まちづくりセンター	7/28 14:00	0人	7/29 11:30

(2) 最大開設数 3か所 (余目第一まちセン、立川複合拠点施設、清川まちセン)

(3) 現在避難者数 0人

(4) 最大避難者数 74人 (7/26 3:00)

※(1)指定避難所の最大避難者数の合計とは合致しません。

(5) その他公共施設への避難 2名 7/28から8/8まで

(6) 酒田市からの避難 ほたるドーム 開設 7/25 22:00

閉鎖 7/26 18:00

避難者 55人 (7/26 6:00)

#### 4 被害状況

(1) 人的被害 なし

(2) 住宅等被害

○ 自治会長等の方からの情報提供

・住家被害 60件 (土砂災害1件、床上浸水9件、床下浸水50件)

・非住家被害 59件 (全壊1件、浸水その他58件)

○ 罹災証明書等の申請の件数 (罹災証明書及び罹災届出受理証明書についてはp7を参照)

・罹災証明書 22件

・罹災届出受理証明書 21件

(3) 観光施設

○ カートソレイユ最上川 水は引いたものの土砂の滞留、備品の流出により営業中止

○ 楯山公園の法面が一部崩落

○ 清川歴史公園の御殿林散策路に敷き詰めた木材チップが流出

(4) 道路関係・河川関係・橋梁関係

○ 町道関係

<地域別の状況>

路線数	被災件数	通行可(注)	通行止め	片側 交互通行
立川地域	21	9	6	6
余目地域	0	0	0	0
計	21	9	6	6

ほか冠水に よる通行止め
1
8
9

(注)「通行可」は仮復旧を含む

【「冠水」による通行止め町道路線】

(余目地区：計8路線)

榎木丸沼線、大塚丸沼線、松陽3号線、茶屋町東一番町線、払田常万線、古関6号線、  
宮曾根家根合線、吉岡広野線

(立川地区：計1路線)

石神線

<被災の状況>

原因	倒木・流木	法面・路肩崩壊	土砂堆積	落橋
21	3	14	2	2

※同一路線で、複数の被災がある路線あり

○ 国・県道関係

<国道>

- ・町内での被災なし

<県道>

- ・主要地方道 余目加茂線（家根合－落合） 道路冠水【通行止め】
- ・ 同 （猿田町－茶屋町） 道路冠水【通行止め】
- ・主要地方道 羽黒立川線（馬場） 道路冠水【通行止め】
- ・一般県道 廻館松山線（廻館－堤新田－小出新田）道路冠水【通行止め】

○ 橋梁関係

- ・落橋 2橋 町道片倉中島線「中島橋」（庄内町肝煎字船山地内）  
町道片倉線「下小出沢橋」（庄内町肝煎字猿田川原地内）

○ 河川関係

<被災の状況>

原因	破堤	欠損	河道閉塞・埋塞	その他
19	1	7	7	4

※同一河川で、複数の被災がある河川がある。

○ その他

- ・法定外道路「中島」（庄内町肝煎字内中田地内）

(5) 農林水産業関係

○農作物等（浸水、冠水、土砂流入等 計 約1,320ha）

- ・水稲 約1,000ha
- ・大豆 約290ha
- ・野菜 約5ha
- ・花き 約2ha
- ・飼料用作物 約23ha
- ・子豚溺死 約2,500頭
- ・金魚流失 2件

○農地・農林水産業用施設

- ・農地（土砂堆積面積） 清川及び立谷沢地区他 約6ha
- ・ハウス 1件

- ・乾燥調製施設 1件
- ・畜舎 3件
- ・頭首工 2箇所
- ・ため池 2箇所
- ・揚水機 7箇所
- ・用排水路 清川及び立谷沢地区他 約27箇所
- ・農道 清川及び立谷沢地区他 約10箇所
- ・林道 12路線通行止め
- ・内水面漁業者 4件

○山林 14件（県庄内総合支庁森林整備課及び河川砂防課へ対応依頼済み）

#### (6) 商工業関係

- 浸水による被害 18事業者（調査中8事業者を含む）
- 落雷による被害 2事業者
- 土砂崩れによる被害 1事業者

#### (7) ライフライン

- 上水道 濁水2カ所発生 → ドレン作業を実施し通常運転再開
- 下水道 被害なし
- ガス 被害なし
- 電気 7/25 8:10 京島、田谷、西袋、払田、前田野目、吉岡、吉方で停電発生  
最終復旧 7/25 12:18 田谷、払田、吉岡で停電復旧

#### (8) 学校・幼稚園

- 7/26は町内の小・中学校を臨時休業とした 施設に被害はなし  
（夏期休業期間の余目第一小学校を除く）

#### (9) 社会教育施設

- 社会教育課で管理する施設に、被害はなし
- 7/25.26は体育施設を臨時休業とした → 7/27からの利用については条件付きで許可
- 7/25.26のスポーツ少年団活動の停止
- 7/27.28の大中島自然ふれあい館の利用予定者に自粛を要請
- 7/26図書館開館時間の短縮（17:00閉館）
- 7/31笠山グラウンドゴルフ場管理等周辺の停電が復旧
- 8/7~9の南三陸町との交流事業を中止

#### (10) 消防団の活動状況

- 活動内容 土のう積みによる浸水対策、土のう作り、ポンプによる排水作業、避難所へ搬送、  
地域巡回活動等

○活動人員 7/25 287人、7/26 130人、7/27 106人 延べ523人による活動

#### (11) まちづくりセンター

- ・第一まちづくりセンター 落雷による空調設備故障、大雨による雨漏り
- ・第二まちづくりセンター 大雨による雨漏り

- ・第三まちづくりセンター 大雨による雨漏り
- ・狩川まちづくりセンター 大雨による雨漏り
- ・清川まちづくりセンター 大雨による雨漏り

(12) その他

○ 町営バス・デマンドタクシー

- ・運休対応

路線	7/25	7/26
幹線路線	2便以降運休	運休
循環路線	2便以降運休	運休
中心市街地循環線	1便途中で運行打切り 2便以降運休	運休
スクールバス住民利用	通常運行 (朝しか運行しないため)	運休
デマンドタクシー 三ヶ沢狩川線・出川原狩川線	通常運転	運休
デマンドタクシー余目酒田線	冠水地点を迂回して運行	運休

- ・運行再開

町営バスは7/27から、デマンドタクシーは7/29(※土日が運休日)から再開

- ・運行経路の変更

幹線路線 (町道清川木の沢線興屋付近通行止めのため)、スクールバス住民利用

○ 林道立川線の法面崩壊で風車施設からの送電線一部断線

5 町の対応

日付	時間	内容
7/25	10:55	千本杉集落高齢者に対し避難のお願い
	14:40	落合集落高齢者に対し避難のお願い
	15:20	災害対策本部設置
	15:20	千本杉集落に避難指示発令
	16:00	第1回災害対策本部会議
	16:00	片倉集落に避難指示発令
	18:00	興屋集落に避難指示発令
	21:00	第2回災害対策本部会議
	21:50	酒田市民用としてほたるドーム解放
	22:25	落合集落に避難指示発令
7/26	9:00	第3回災害対策本部会議
	13:00	第4回災害対策本部会議
	18:00	千本杉集落住民への避難指示を解除

	22:10	片倉集落、興屋集落住民への避難指示を解除
7/27	8:30	第5回災害対策本部会議
	9:30	落合集落住民への避難指示を解除（全ての避難指示を解除）
7/28	12:30	以降の大雨土砂災害に対応するため清川まちづくりセンター避難所（自主避難）開設
7/29	8:30	第6回災害対策本部会議
	11:30	清川まちづくりセンター避難所（自主避難）閉鎖
8/1	8:30	第7回災害対策本部会議
8/5	8:30	第8回災害対策本部会議
8/19	8:30	第9回災害対策本部会議

## 6 町の支援情報

### (1) 罹災証明書

洪水、崖崩れ、地震、津波、地滑りなどの自然現象で、被害を受けた方が保険金の支払いや公的な支援を受けたりするときに必要な証明書。申請受付後、町の職員等が被害状況の調査を行い、被害の程度により全壊（50%以上）、大規模半壊（40%以上、50%未満）、中規模半壊（30%以上、40%未満）、半壊（20%以上、30%未満）、準半壊（10%以上、20%未満）、準半壊に至らない一部損壊（10%未満）の6段階で診断を行い、証明書を発行します。

- ・受付開始 令和6年7月29日(月)から
- ・受付場所 ①税務町民課  
②立川総合支所
- ・被害対象 住家
- ・申請期限 令和6年7月25日に発生した大雨による罹災証明書の申請は、おおむね10月末頃まで受け付ける予定です。

※物置や店舗などの非住家の場合や、申請期限を超えた場合は、「罹災届出受理証明書」を発行します。「罹災届出受理証明書」は、被害を受けた事実を町に届け出たことの証明で、被害の原因・程度を証明するものではありません。

※税務町民課及び立川総合支所での交付申請の受付以外に、被害が広範囲にあったと想定される集落については「被害状況調査」として8/1（木）～7（水）に全世帯訪問し、被害状況等の聞き取りを行った結果、罹災証明書の交付が必要と判断された場合は、その場で申請手続き及び「住家被害認定調査」を行いました。（調査期間中の延べ訪問世帯数513世帯）

### (2) 災害ごみの仮置き場の設置

- ・開設期間 7月28日(日)から8月4日(日)まで（受付時間：9:00～16:00）
- ・設置場所 立川複合拠点施設 北側駐車場

※8月11日(日)まで延長。受付時間を10:00及び13:30から1時間に変更。

※最終受付件数 200件

### (3) 町営住宅への入居

令和6年7月25日の大雨による災害により、住宅の使用が困難になった方に対して、町営住宅を一時的に提供。

※地方自治法238条の4第7項の規定に基づく災害発生時の被災者の一時的な入居（目的外使用）

- ・提供住宅 南町町営住宅5号棟、10号棟、11号棟 合計3戸
- ・入居期間 入居した日から最長1年間
- ・申込要件 自己所有の住宅が被災し、被災した住宅以外に居住できる住宅がないこと  
※罹災証明書の提出、又は敷地等の状況により住宅の使用が困難になった方
- ・家賃等 家賃、敷金は全額免除 ※家賃以外の光熱水費は住宅使用者負担
- ・受付期間 8月1日(木)～8月6日(火)8:30～17:00
- ・申請者 3件
- ・入居決定 3件（罹災証明によるもの1件、避難通知によるもの2件）
- ・入居 8月7日(水)から入居 ※入居期限 令和7年8月6日まで

#### (4) 被災住宅への支援（予定）

- ・山形県との協調補助により、住宅の復旧工事等を行う被災者に対して補助金を交付する事業の実施に向けて調整中

#### (5) 被災者の生活家電製品の購入支援（予定）

- ・山形県との協調補助により、被災者の生活家電製品の購入費用に対して補助金を交付する事業の実施に向けて調整中

#### (6) 町税等の減免等

風水害などで被害を受けた場合は、被害の程度により町税等の減免や、法人町民税の申告等の期限を延長する制度があります。

##### ①町税及び国民健康保険税の災害による減免制度

火災や風水害、震災などで被害を受けた場合、その被害の程度に応じて町税及び国民健康保険税を減免する制度が設けられています。

##### ②町税及び国民健康保険税の猶予制度

町税及び国民健康保険税を一時に納めることが困難な事情がある方については、一定の要件に該当する場合、申請することで、1年以内の期間に限り、納税の猶予が認められる制度があります。

##### ③災害による法人町民税の申告等の期限延長

災害その他やむを得ない理由により、申告、申請、請求その他の書類の提出（審査請求に関するものを除く。）または納付もしくは納入に関する期限までにこれらの行為をすることができない場合に、申告等の期限延長（災害がやんだ日から2か月以内）の指定を受けることができます。

#### (6) 農林水産業関係支援

- ・経営所得安定対策交付対象ほ場被害申請書の受付
  - ・町・県の支援に関する要望調査の実施
  - ・農地中間管理事業における賃料の減額または支払猶予の受付
- ※その他町HPに農業関係の支援に関する情報をまとめて掲載しています。

#### (7) 災害ボランティアセンターの状況

- ・名 称 庄内町災害ボランティアセンター（社会福祉法人 庄内町社会福祉協議会）
- ・所 在 庄内町狩川字大釜23-1
- ・設 置 日 令和6年7月30日(火)
- ・活動開始日 令和6年7月31日(水)
- ・内 容
  - ①個人宅や避難場所等における被災者の状況調査・被災者ニーズの把握（7/31～）
  - ②ボランティアが支援を行う被災者ニーズを判断し関係機関などへの情報の提供
  - ③各種広報媒体等によるボランティア活動 希望者への情報発信
  - ④災害ボランティア活動を支援する物資の確保

### 7 町の受援状況

#### (1) 見舞金・寄贈品等

- 見舞金：南三陸町、南三陸町職員管理職の皆様、宮城県立南三陸高等学校生徒会  
全国町村議会議長会、山形県町村議会議長会
- 寄贈品：仙台庄内会（バナナ2箱）、山形県農業会議（軍手360双・タオル360枚）  
南三陸町（飲料等17箱）
- 義援金：6,001円

#### (2) 国土交通省緊急災害対策派遣隊（TEC-FORCE）の活動状況

- 第1次（被災公共土木施設の状況調査） 7月29日～8月5日 1班4人
- 第2次（詳細調査、復旧方法等の助言） 8月3日～8月9日 3班12人
- 第3次（詳細調査、復旧方法等の助言） 8月10日 1班4人